

# E i w a N e w s

平成 2 8 年度税制改正案の概要

平成 2 8 年 1 月  
( No. 1 2 6 )

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、  
お願い申し上げます。

さて、昨年12月16日に平成28年度税制改正大綱が発表されました。

来年の消費税率10%への引上げに伴い導入される軽減税率制度の対象品目について特に注目  
されていましたが、今回は、平成28年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

## [ 1 ] 消費税

### (1) 消費税の軽減税率対象品目及び経理方式

平成29年4月1日の消費税率10%への引上げに伴い、酒類及び外食サービスを除く飲食  
料品や定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞について軽減税率を8%とする  
複数税率制度が導入されます。

また、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式  
(いわゆる「インボイス制度」)が平成33年4月1日より導入されます。

なお、平成33年3月までの間は、簡便的な方法(区分記載請求書等保存方式)により  
行います。

## [ 2 ] 所得税

### (1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

被相続人の居住の用に供されていた家屋及びその敷地の用に供されていた土地等を相続に  
より取得した相続人が、その家屋又は土地等を下記の要件を満たす譲渡をした場合には、  
その譲渡所得について居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することが  
できます。

なお、本特例は、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例との選択適用とするほか、居住用  
財産の買換え等の特例との重複適用その他所要の措置が講じられます。

【要件】 昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建築物を除く)であること  
相続の開始の直前に被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと  
平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡であること  
(相続の開始日以後3年を経過する年の12月31日までの間の譲渡に限る)  
譲渡対価の額が1億円を超えないこと

家屋につき、その相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付の用又は居住  
の用に供されていたことがなく、かつ、その譲渡の時において地震に対する  
安全性に係る規定等に適合するものであること

## [ 3 ] 法人税

### (1) 法人税率の引き下げ

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率を以下のように引き下げます。

区 分		現 行	改 正 案	
			H28.4.1 ~ H30.3.31	H30.4.1 ~
普通法人		23.9%	23.4%	23.2%
中小法人	所得金額 年800万円以下	15%	15%	19%
	800万円超	23.9%	23.4%	23.2%

本大綱において平成29年4月1日以後開始事業年度の軽減税率については未確定

### (2) 欠損金の繰越控除

中小法人等を除き、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の所得から控除することができる欠損金の控除額が以下のように制限されます。

事業年度開始日		現 行	改 正 案
H28.4.1 ~ H29.3.31	繰越控除前の所得金額の	65%相当額	60%相当額
	繰越期間	9年	9年
H29.4.1 ~ H30.3.31	繰越控除前の所得金額の	50%相当額	55%相当額
	繰越期間	10年	9年
H30.4.1 ~	繰越控除前の所得金額の	50%相当額	50%相当額
	繰越期間	10年	10年

## [ 4 ] 地方税

### (1) 法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率及び地方法人特別税の税率が以下のように変更されます。

		現 行	改 正 案
付 加 価 値 割		0.72%	1.2%
資 本 割		0.3%	0.5%
所 得 割	年 400 万円以下の所得	3.1%	1.9%
		( 1.6% )	( 0.3% )
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	4.6%	2.7%
		( 2.3% )	( 0.5% )
	年 800 万円超の所得	6.0%	3.6%
		( 3.1% )	( 0.7% )
地方法人特別税		93.5%	414.2%

所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、  
よろしくお申し上げます。